

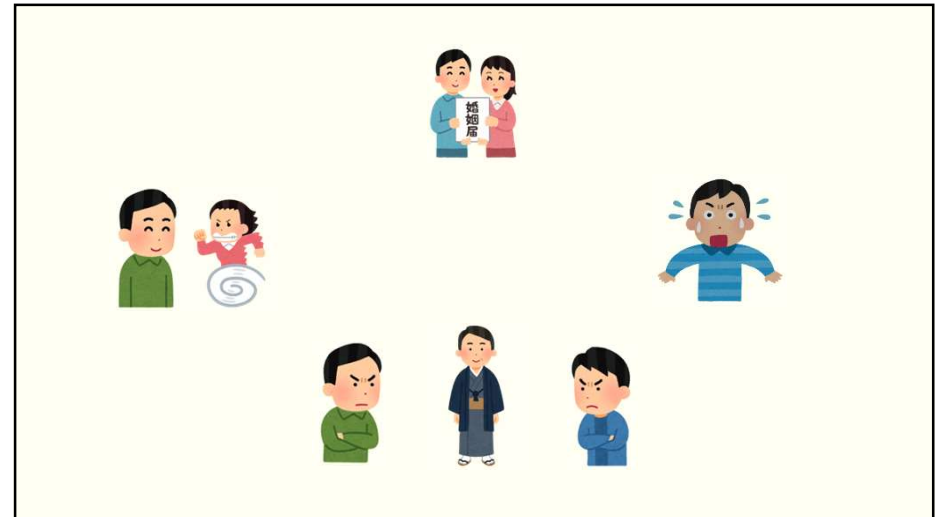
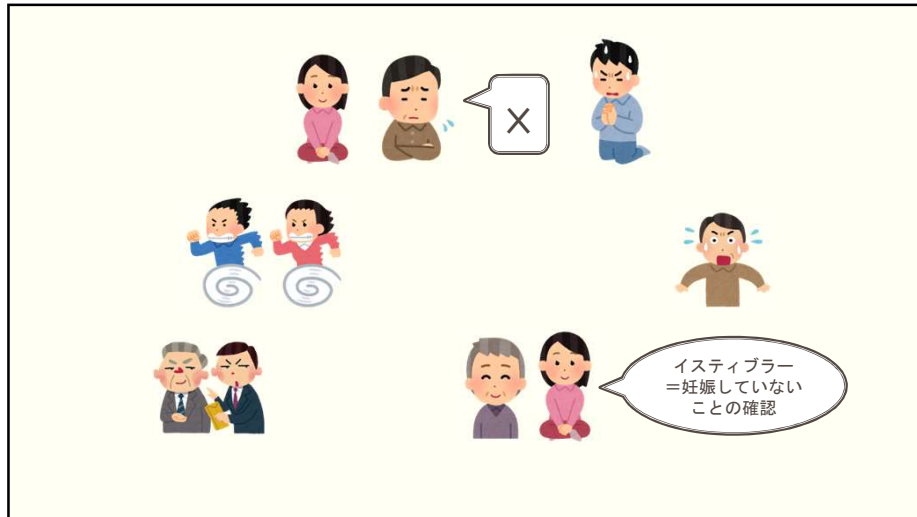
## 法の裁きの及ばぬ土地におけるファトワー —サアド朝期モロッコの「駆け落ち騒動」手記をもとに—

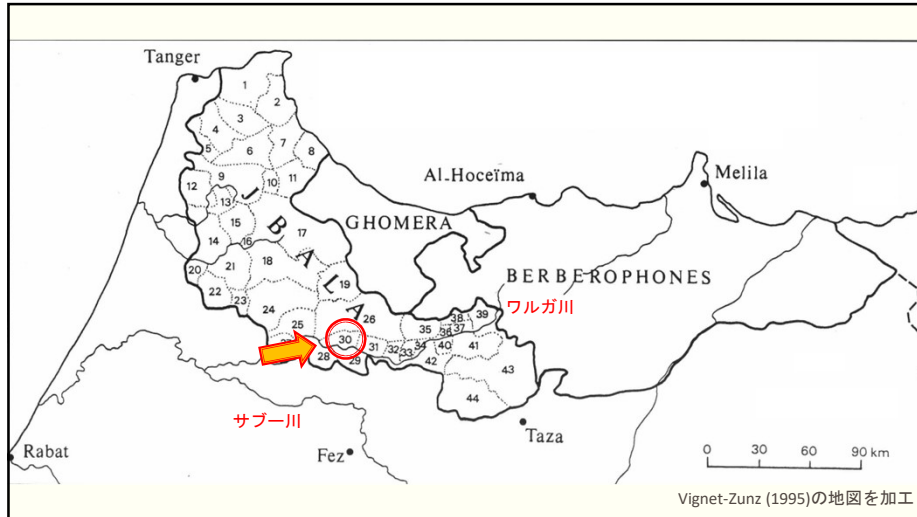
2022年九州史学会 イスラーム部会報告

アジア・アフリカ言語文化研究所JaCMES特任研究員  
篠田 知暁

### 今回の報告の概要

- 17世紀初頭、サアド朝モロッコ北西部のグマール山地で起きた、部族民の男女による「駆け落ち騒動」をめぐる論争の内容を、裁判官の手記に基づき明らかにする
  - 「駆け落ち騒動」をめぐる論争の射程は？
    - 駆け落ちをした男女の法的状態に関する、マーリク派法学の法解釈上の論争に留まるのか？
    - ある地域社会の慣行に対して法学者はどのような態度をとるべきなのか、という問題をめぐる争いであったのでは？
- より具体的には、「アマル」と呼ばれる手段を用いて、マーリク派の主要学説に地域の慣行を優先させる際の手続きに関する議論





### 現在のバヌー・ワルヤーギル周辺の山地 (2022/9/19)



### 「駆け落ち騒動」とは？：事件の史料

- グラーリーは、アージュリヤーンの批判に反撃するため、以下の論考を執筆  
『駆け落ちした男女の問題について生じた戯言に関する、ファトワー資格者を称するアージュリヤーンへの、童たちの中でも若い者からの訓告』  
*Tanbīh al-Ṣaghīr min al-Wildān, 'alā mā waqa'a fī mas'alati al-hārib ma'a al-hāriba min al-hadhyān, li-mudda'ī istiḥqāq al-fatwā Ajliyyān*
- 内容
  - 事件のあらまし、法的な論点に関する法学説の提示と評価、グラーリーの師匠たちの伝記、アージュリヤーンのテキストに対する逐語的な反駁
- 写本
  - モロッコ王国国立図書館写本 (ms. 571 K)
  - ハサニーヤ文書館写本 (ms. 13925)

### 「駆け落ち騒動」とは？：研究の経緯

- 2019年九州史学会  
グラーリーは、当時のグマララ山地における一部の法学者を学生と呼び批判…部族民の要請に応じて、非常に根拠薄弱なファトワーを出している  
**なぜそのようなことをしていたのか？**
- 2021年中東学会
  - 「駆け落ち騒動」の特に伝記パートからみるモロッコ北西部山地の知識人のネットワーク
  - 論考の読者として、フェズで同様の教育を受けた法学者たちを想定
- 2022年中東学会
  - 16世紀モロッコにおけるウラマーとスーフィーのネットワークの発展を可視化分析
  - 特に16世紀中葉以降、グマララ山地では二つのネットワークが密接に結びつく

## そもそもアマルとは？

- Delfina Serrano Ruano (2007) の説明：
  - アマルとは [...] 特定の時代と場所におけるムフティーとカーディーの多数派によって承認された法的慣行 (legal practice)
  - マーリク派では学祖マーリク以来、地域的な慣行を重視する伝統があり、アンダールの法学者に受け継がれる
  - 15世紀以降のマグリブでは、「アマル集」が編纂されるようになる
  - 18世紀までには、特定の条件下で、支配的な学説 (mashhūr) に対して、孤立した学説 (shādhdh) に準拠したアマルが優先することが確立
  - 20世紀になると改革主義者の批判を受け衰退

## アマルに関する研究者の関心

- 植民地時代フランスの法制史研究者 Louis Milliot (1918) によるアマル集への注目
  - ワクフ物件の永久貸借を可能にするアマル
  - 判例法との類似性から実定法への発展の過程にある？
  - Jacques Berque (2001)、Henry Toledano (1981)、Delfina Serrano Ruano (1996) らの批判
- 社会の実態と乖離したシャリーア法に対して、地域的な慣行や非イスラーム的な慣行をより反映した、より社会の実態に即した行為規範との理解
  - ... マスラハをもたらし、マフサダを回避することが趣旨

## 裁判の展開

- 最初の審理：グララーイーは、女性を原告と被告の双方から離し、駆け落ち時の状況について確認するよう指示
- アージュリヤーンは、原告男性の依頼を受けてファトワーを執筆し、女性がイスティブラーを行った後の結婚は**合法**であると回答
  - グララーイーは閲覧を拒否
- 二度目の審理：女性は、その意思に反して男性に連れ去られたとの証言を書面で行う
- グララーイーは、男性が女性と駆け落ちした時、男性は例外なく恒久的に女性との結婚を禁止されるという説を採用し、結婚の**恒久的禁止**の判決を下す
- 原告は、アージュリヤーンファトワーを提出し、判決に抗議

## アージュリヤーンの第一のファトワー

- 質問：
  - ある男性が女性を連れて別の土地に逃げ、女性がイスティブラーを行い、その後婚姻契約の規定に準拠した契約によって結婚をした時、彼女との結婚は合法か？
- 回答：
  - 禁止説と合法説の両説ある
  - 合法説が支配的な学説で、アマルとファトワーはこれに準拠している
  - 師匠のサッラージュ (d. 1597) は、合法説に準拠したファトワーを発表している

## グララーリーの反論

- 判決を変更せず、アージュリヤーンファトワーに記入
  - 「この問題は既知で、[カラウィーイーン] シャンマーイーン門 [の講座] で注釈されているし、ウラマーによって記されたその見解の相違についても同様で、幼い子供たちでさえ知っている。」
  - 「人々の望む者は、イスラームの中に廃墟 (hadma) を建てる者であって、民衆の目的を改めるために (li-islāh gharad al-'amma) それを破壊する者ではない」
  - アマルが準拠している学説は、恒久的禁止説である
  - グララーリーの師匠でもあるサッラージュも含めた多くの法学者が、恒久的禁止説を採用している

## アージュリヤーンの再反論

- 原告男性はアージュリヤーンからの再反論と第二のファトワーを用意
  - 一、グララーリーは偽ってサッラージュから学んだと述べている
  - 二、社会的に必要とされているのは合法説である
    - 「彼が述べたところの、民衆を改める (islāh al-'amma) ことについては、合法説 [の側] にある。なぜならそれは一般に必要とされていることだからである。もし彼らに禁止説が適用されたなら、彼らは姦通をしている状態のままということになり、シャリーアに従わなくなる。」
  - 三、アマルは合法説を採用している
    - 「彼が述べた、アマルはこれ (合法説) と相違しているということについては、虚妄、虚言であって、民衆もエリートもこれを見抜く。この問題は頻繁に起きており、民衆もエリートもこれを知っている。」
  - 『リサーラ』説による補論

## 第3の論点に対するグララーリーの再反論

婚姻契約を結ばず女性に対して床入りした時、3つのパターンがある

- 第1のパターン：男性が女性をなんらかの手段で誘惑 (takhliq) して駆け落ちした場合、恒久的禁止
  - …フェズの大学者の学説と山地のローカルな学説は一致
- 第2のパターン：誘惑なしに駆け落ちした場合、イスティブラーを済ませた後結婚が可能かは両説ある
  - …当時の有力な法学者によれば、誘惑が証明されないのなら、恒久的禁止説は孤立した学説
- 第3のパターン：姦通という形で床入りし、駆け落ちしていない場合、イスティブラーを済ませれば結婚可能
  - …学説の相違なし

## 第2のパターン

男性が女性を誘惑していない場合

- グララーリーの事件はこれに該当
- 恒久的禁止説は孤立した学説なので、結婚は少なくとも合法となりうる
- フェズでは、古くからアマルによって恒久的禁止説が取られていた
- このアマルをグマール山地にも適用することを推奨するファトワーが存在する
  - 請求者：シャフシャーウンの裁判官イブン・アルドゥーン (d. 1584)
  - 当時のグマール山地では、駆け落ちが罰せられることはなかったので頻発しており、このことを苦しめていた
  - ムフティー：フェズの法学者サッラージュとフマイディー (d. 1594)

## イブン・アルドゥーンのアマル理解

- グマール山地の駆け落ちの様態
 

[...] この非都市部、とりわけ法の裁きの及ばない遠隔地と山地に広くみられる問題について、あなたの回答をお伝えください。それは、女性が時に**その自由意思により**、時に**強制、強要、圧迫により**、男性と逃げることです。この女性を連れて逃げた罪人である男性が、不正な状態で女性とともに数か月いた後、女性をあるアミンの家に連れて行き、女性は彼と結婚するためそこでイスティブラーをする、女性の保護者が女性を男性と結婚させることを約束するまで女性と逃げた男性は女性を返さない、と言い張り、そうしない限り女性を返しませんでした。
- 「法の抜け穴の封鎖と不正の原因の切断」のため、15世紀中葉の著名な法学者の説に従って、恒久的禁止説をアマルとすることについて意見を求める

## サッラージュとフマイディーの回答

- 両者はイブン・アルドゥーンに同意
    - 誘惑の有無にかかわらず、結婚を恒久的に禁止する見解を発表
    - 彼らに先行する模範的な法学者たちの名前を挙げて補強
- サッラージュ：
- 「フェズのアマルはこれ（恒久的禁止説）に準拠している。よって師匠たちが選んだ説をあなたが取るなら、たとえ支配的な学説とは異なっていたとしても、あなたは誠実である。よって、おお、同輩よ、正しい導きにより、禁止の恒久化を持って裁きを下すように」
- グラーリーは、誘惑の有無にかかわらず、男性は女性との結婚を恒久的に禁止されると結論付ける

## アージュリヤーンのアマル理解に対する非難 (I)

- グラーリーの見解：アマルは禁止説に準拠している
- アージュリヤーンの主張：この問題は頻繁に起きているので、それがアマルではないというのは明らかな嘘である
- グラーリーの反論：
 

[...] 法学者たちが「アマルはこれこれに準拠している」という時の意味は「次のようである。」ある問題について、ウラマーの間で2つ以上の見解の相違があり、大都市やその他の裁判官たちの間で、これらの2つ以上の説の1つに準拠して裁きを下すことになっているとする。そしてもし「その説が[...] 支配的な学説ではないとき、これについて「この問題についてアマルはこれこれに準拠している」といわれる。」

## アージュリヤーンのアマル理解に対する非難 (II)

- アマルの意味の相違
  - 法学の専門用語
  - 頻繁に起きており、民衆もエリートも知っていること

Ex. 駆け落ち…毎年、毎月のように起きている  
後者の意味は、エリートも民衆もよく知っている  
前者の意味は、エリートであるアージュリヤーンでさえ分かっていない

「私の考えではおそらく、いや断言するが、回答者は哀れにも、今までアマルの本質を理解していなかったのである。彼にとってそれは、民衆が行ったとか、聞いたと同意したこと、ただし、法の裁きやイスラームから隔たった遠い山地で起きていることを意図している。そして、彼らの田舎の学生は率先して、この問題に悩んだ者にとっては周知の不正な目的のために、彼らの目的に援助し、彼らの気まぐれに従うのである」

## 結論

- フェズでは、駆け落ちした男女の結婚は一律恒久的に禁止されるという学説が、アマルによって確立していた
- 16世紀後半には、同様の規定がグマラ山地に導入されたが、このことが周知されていたとは言い難い
- グラーリーとアージュリヤーンの相違は、このような地域の実情に対して法学者はどのような態度をとるかという考えの相違
  - グラーリー…本来ハッド刑が執行されるべき不正行為が野放しにされている状況は認められず、アマルによって防止すべき
  - アージュリヤーン…地域の人々の慣行を「アマル」として積極的に採用することで、人々に法廷の利用を促すことができる
 「アマル」の理解には大きな隔たり  
 どちらも、自身の立場が部族社会の「イスラーフ」につながるものと認識

## 主要参考文献

- Abou El Fadl, Khaled, Ahmad Atif Ahmad, and Said Fares Hassan (eds.). 2019. *Routledge Handbook of Islamic Law*. Abingdon, New York, NY: Routledge.
- Berque, Jacques. 2001. "Essai sur la méthode juridique maghrébine." In *Opera minora*, vol. 1, *Anthropologie juridique du Maghreb*. Saint-Denis: Bouchène, 273–358.
- Al-Jidi, 'Umar. 1982. *Al-'urf wal-'amal fi Madhhab al-Māliki wa Mafhūmu-humā ladā 'ulamā' al-Maghrib*. Al-Muḥammadiyah: Matba'at Faḍḍālah.
- Milliot, Louis. 1918. *Démembrements Du Habous: Menfa'ā, Gzā, Guelsā, Zīna, Istighrāq*. Paris: Ernest Leroux.
- Serrano Ruano, Delfina. 1996. "La práctica legal (*amal*) en al-Andalus en los siglos X–XII, a través de los *Madhāhib al-hukām fi nawāzil al-ahkām* de M. Ibn 'Iyād." *Qurtuba: Estudios andalusies* 1: 171–92.
- \_\_\_\_\_. 2000. "Legal Practice in an Andalusī-Maghribī Source from the Twelfth Century CE: The *Madhāhib Al-hukām Fi Nawāzil Al-Ahkām*." *Islamic Law and Society* 7: 187–234.
- \_\_\_\_\_. 2007. "Amal (judicial Practice)." In *Encyclopaedia of Islam*, THREE, Online. Brill. [https://doi.org/10.1163/1573-3912\\_ei3\\_COM\\_0156](https://doi.org/10.1163/1573-3912_ei3_COM_0156).
- Al-Sijilmāsi, Muḥammad b. Abi al-Qāsim. S.d. *Fath al-Jalil al-Ṣamad fī Sharḥ al-Takmil wa-l-Mu'tamad*, Lithograph edition. Fez.
- Toledano, Henry. 1981. *Judicial Practice and Family Law in Morocco: The Chapter on Marriage from Sijilmāsi's Al-'Amal Al-Muttaq*. New York, NY: Columbia University Press.
- Vignet-Zunz, Jacques. 1995. "Djebala." In *Encyclopédie Berbère*, 2398–2408. <https://journals.openedition.org/encyclopedieberbere/2176>.